



東広島市一般不妊治療費助成のご案内



東広島市では、子どもを産み育てたいと願うご夫婦に、治療費の一部を助成しています。
治療費助成についてのご相談も対応いたしますので、お問い合わせください。

助成対象者

次の要件をすべて満たす人（特定不妊治療費助成を受けた人も申請可能です）

- （１） 一般不妊治療を開始した時点で、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む）である
- （２） 助成を受けようとする治療期間に、夫婦のどちらかが東広島市に住所を有している
- （３） 市税（市民税等）の滞納がない

対象治療等

【対象治療】

- ・ タイミング療法
- ・ 人工授精
- ・ 男性不妊治療
- ・ 薬物療法（一般不妊治療を行っている医師の処方によるもの）
- ・ その他不妊の治療に必要な手術
- ・ 治療開始前または開始後に実施した治療のために必要な検査

※診療科名中に産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科を有する病院又は診療所において不妊の治療のために行う医療が対象となります。

※医療保険適用の有無は問いません。

【対象外】

- ・ 体外受精、顕微授精（広島県特定不妊治療費助成制度の対象治療となります）
- ・ 民間療法
- ・ 文書料、食事代、個室料など治療に直接関係しない費用
- ・ 第三者から提供された卵子・精子による治療

対象医療機関

一般不妊治療を実施している国内の医療機関 ※海外で治療を受けた場合は対象になりません。



助成期間

助成対象期間は24か月以内です。

【助成期間の特例】

- ・妊娠後に再び一般不妊治療を行う場合、助成期間は再び2年間（24か月）とします。
- ・医師の診断に基づく治療中断がある場合は、助成対象期間である2年間（24か月）から該当中断期間の日数を延長することができます。（要診断書）

助成金額

妻の年齢	助成金額
35歳未満の場合	夫婦1組当たり1年に5万円まで（24か月の累計上限10万円）
35歳以上の場合	夫婦1組当たり1年に2万5千円まで（24か月の累計上限5万円）

※自己負担額が上限未満の場合は、自己負担額を助成します。

- ・妻の年齢は、申請しようとする助成対象期間の治療開始時の年齢とします。
- ・院外処方に要した費用も対象となります。県併用かつ院外処方分を県に申請している場合は、東広島市へも必ず申請をしてください。
- ・複数の医療機関または薬局の費用を合算できます。
- ・広島県が実施する不妊検査費等助成を受けた場合は、その助成額を除いた額が助成対象となります。
- ・広島県以外が実施する他の補助制度（転入前の他自治体など）と重複した申請はできません。

申請書類等

（1）提出する書類

必須書類

- ①東広島市一般不妊治療費助成申請書（様式第7条関係）
- ②東広島市一般不妊治療費助成申請証明書（様式第7条関係）

※①、②については、1～12月を1年として区切ります。

広島県の一般不妊治療助成を受け治療期間が複数年にわたる場合は、年数分の申請書が必要です。

必要に応じて提出する書類

- ③委任状（申請者以外の口座へ振り込む場合）
- ④広島県の一般不妊治療費助成を受けた場合、決定通知書と不妊検査費等助成申請に係る証明書の写し
- ⑤住民票（3か月以内に発行された、夫婦の続柄の記載があるもの※。マイナンバーの記載は不要）

※婚姻関係にない場合でも、住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」とある場合は事実婚関係にあるものとして確認できます。続柄欄にその記載がある住民票を提出してください。

- ⑥夫及び妻が市税の滞納がないことが確認できる書類
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※⑤、⑥、⑦については、市が保有する情報で確認できる場合は提出不要です。

(2) 申請様式の入手方法

- ・東広島市役所こども家庭課内 出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」の窓口で配布しています。
- ・市のホームページから様式等をダウンロードできます。



(3) 医療機関等で記入を求める書類

『東広島市一般不妊治療費助成申請証明書（様式第7条関係）』は医療機関（又は調剤薬局）に作成を依頼する必要があります。作成に時間を要す場合がありますので、早めに依頼をしてください。

申請期限

1月1日から12月31日までを1年分として区切り、1年分をまとめて翌年の3月31日までに申請してください。ただし、次の場合は、その時点で早めに申請してください。

- ・一般不妊治療を終了した場合（妊娠成立、特定不妊治療へのステップアップなど）
- ・1年間の助成申請額が5万円（妻の年齢が35歳以上の場合では2万5千円）を超えた場合
- ・申請期限前に市外転出することにより、申請時に東広島市に住所を有しなくなる場合
（市外転出前に申請してください）

※広島県の助成事業を併用される方の申請期限は、上記とは異なります。詳しくはお問い合わせください。

申請書類の提出先

東広島市役所2階 こども家庭課内

東広島市出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」に直接提出してください。

※支所、出張所での提出はできません。

助成の決定について

書類審査後、結果を郵送で通知します。

助成決定の場合は、申請書受理日から、2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

※広島県で実施している一般不妊治療費助成制度について

申請窓口：広島県西部東保健所保健課（082-422-6911）

右記二次元コード（広島県ホームページ）でご確認ください。



申請・お問い合わせ先

東広島市役所2階こども家庭課（東広島市こども家庭センター）

住所：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話：082-420-0407 FAX：082-424-1678



東広島市一般不妊治療費助成申請書

年 月 日

東広島市長 様

申請者氏名 東広島 太郎

一般不妊治療に係る費用の助成を受けたいので、東広島市一般不妊治療費助成実施要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、配偶者の続柄その他住民基本台帳に記録されている事項及び市税の納税の状況について、市の公簿等により確認することに同意します。

		ふりがな 氏 名		生年月日	
対 象 者	夫	ひがしひろしま たろう 東広島 太郎		年 月 日 (歳)	
	妻	ひがしひろしま はなこ 東広島 花子		年 月 日 (歳)	
	住所	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29 ××アパート 101号			
	住所※1	〒		電話 ()	
助 成 対 象 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで			
申 請 額		円		円	
不妊治療に係る 他地方公共団体等の 助成（申請予定を含む） の有無		1. 広島県またはその他の地方公共団体から一般不妊治療に係る助成を受けたことがありますか？ ☐ ない ☐ ある（ ☐ 広島県 ☐ 他の市町村 ） 2. 東広島市への申請は何回目ですか 東広島市への申請 回目 3. 1回目の治療開始時の妻の年齢（ ）歳※ ※出産等により、リセットされた場合は、リセット後初めて受けた治療開始日の年齢を記載してください。 4. （院外処方がある場合のみ）院外処方分の申請 ☐ しない ☐ する ※県併用かつ院外処方分を県に申請する場合は、必ず「院外処方分申請書」を添付してください。 申請者と口座名義人が違う場合は、委任状が必要です			
振 込 先	金 融 機 関 名	広島 銀行・金庫 西条 本店・支店 組合・農協 支所・出張所			
	預 金 種 別	普通・当座 (ふりがな) 口座名義人※2			
	口 座 番 号	※右詰めで記入			

注 太枠の中を記載してください

※1 夫婦の住所が異なる場合に記載してください。

※2 申請者と口座名義人が違う場合は、別途委任状が必要です。

申 請 受 理 年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日
---------------	-------------------

添付書類 ((2)~(4)については、省略できる場合があります。)

- (1) 東広島市一般不妊治療費助成申請証明書
- (2) 住民票（申請日から3か月以内に発行された、夫婦の続柄の記載があるもの。マイナンバーの記載は不要。）
- (3) 夫及び妻が市税を滞納していないことを証する書類
- (4) 広島県の助成を受けた場合にあっては、当該助成に係る決定通知書
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類